

B－１）廃屋撤去事業

公園利用者向けサービスを行う建築物（これに附属する工作物を含む。）であって、使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地に存する立木その他の土地に定着するもの（以下「廃屋」という。）の撤去、処分を行う事業（撤去後の簡易な土地造成等を含む）。ただし、撤去後の跡地又は一部撤去した後の建築物が地域活性化のための利用に供されると認められるものに限る。

【廃屋撤去事業の条件等について】

- ・廃屋撤去後の跡地に、公園利用者向けサービスを提供する民間事業の導入を行うものを対象とし、撤去のみを行うものや公共施設用地とするものは対象外とします。
- ・いずれの廃屋においても、廃屋化させた所有者が撤去を行う事業は対象外とします。ただし、以下の①又は②に該当するものは対象とします。
 - ①土地及び廃屋を所有する民間事業者が廃屋を撤去して、跡地を原則１０年間、地方公共団体やDMO等は無償貸付を行い、地方公共団体やDMO等において新たな民間事業者の導入を行うもの。
 - ②土地及び廃屋を所有する地方公共団体が廃屋を撤去して、新たな民間事業者の導入を行うもの。
- ・複数の廃屋を撤去する場合、対象とする利用拠点内の一体的な廃屋の撤去、国立公園利用者向けサービスを提供する施設の再配置、集約等が計画的かつ効果的に行われていると確認できるものに限ります。

【廃屋撤去に関する法令遵守について】

- ・廃屋撤去（解体工事）に関する各種法制度については、申請者自身において十分に確認し、工事請負業者に対しても法令遵守に努めるよう説明したうえで工事の発注をしてください。
- ・応募申請書提出前に、必ずアスベストの有無について確認をしたうえで見積書を作成してください。
- ・解体工事に必要な各種手続きを必ず行い、法令遵守に努めてください。

利用拠点計画又は認定を受けた利用拠点整備改善計画に基づき実施する事業。補助事業を実施する場合には、申請する事業が利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画に位置付けられていることが必要です。

【国立公園等利用拠点上質化整備事業（B-1事業含む）の条件等について】

- ・利用拠点滞在環境の上質化に資する整備にあたって、地域の関係主体で将来像を共有し地域が一体となって進めていただくために、本補助事業では、これらの計画に基づいた事業を対象としています。

応募申請する事業が利用拠点計画または利用拠点整備改善計画に位置付けられていることが必要であるため、申請に先立ち、策定した利用拠点計画が環境省に提出されていること、又は利用拠点整備改善計画が環境省から認定を受けている必要があり、これらの計画がない場合は、以下のいずれかが必要となります。

- ◇ 令和8年度については、「A. 国立公園等利用拠点計画策定支援事業」によりいずれかの計画を策定し（利用拠点整備改善計画は認定後）、令和9年度に整備事業の応募申請を行う。
- ◇ 応募申請に先立って利用拠点計画を策定し提出する、もしくは利用拠点整備改善計画を策定し認定を受ける。

既に利用拠点計画を提出している、もしくは利用拠点整備改善計画がある場合でも、申請する事業が計画に位置付けられていない場合は、計画の変更が必要となります。計画の変更にあたっては、今後検討している事業の追記、中止が明らかになった事業の変更等を行ってください。

各計画に関しては、公募要領3ページ「A. 国立公園等利用拠点計画策定支援事業」の注意事項を確認ください。

■ 補助対象経費

補助の対象となる事業に要する経費は、公募要領 別表第1の「3 補助対象経費」の欄に定める経費であって、補助事業に使用されたことが証明できる経費に限ります。

■ 申請に必要な書類

- ・応募申請必要書類等チェックシート（B-1事業）
- ・（様式第1） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業に係る応募申請書
- ・（別紙1-2） B-1）廃屋撤去事業 実施計画書
- ・（別紙2-2） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業経費内訳書
- ・（別紙3） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業実施後使用見込等申告書
- ・（別紙4） 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト
- ・補助事業に関する見積書

＊積算の内訳、算定式等を記載するとともに、別紙２－２経費科目との紐づけが確認できるようにすること

- ・事業対象となる施設全ての各種図面（位置図、平面図、立面図等）
- ・解体物件の写真（撮影日を記載すること）
- ・土地・建物の登記事項証明書（全部事項証明書）＊発行から３か月以内のもの
- ・土地賃借契約書等 ＊借地の場合、借用期間がわかる資料を添付
- ・アスベスト調査報告書
- ・利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画

※環境省へ提出（又は認定）されたものを添付してください。

※申請事業を下線又は枠で囲む等により明示してください。

※国定公園の場合、訪日外国人旅行者誘致に関する目標及び計画を示す資料を添付してください。

別紙様式の作成にあたっては、「応募書類（様式１別紙）記載要領」を必ず確認し、作成してください。

令和８年度の様式をダウンロードし、作成してください。

上記のほか、申請者に関する書類の提出が必要となります。詳細は公募要領を確認ください。